

# 第12回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和3年5月28日午後4時00分より  
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和3年5月28日(水) 午後4時00分
2. 閉会時間 令和3年5月28日(水) 午後4時34分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長)北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	7	大川 徳昭
8	宮崎 光男	9	大町 信広	10	吉田 徳成
11	吉田 政信	12	平野 晋	13	吉田 昭浩
14	吉田 幸春	15	永田 充	17	廣瀬 光徳
18	森 誠	19	村里 枝美子		

5. 欠席委員者の数 2名

番号	氏名	番号	氏名
6	片山 定幸	16	片山 久和

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 16名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	大場 文彦	安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一
中央	稲田 俊夫	杉谷	堀川 邦夫	杉谷	松本 隆盛
三会	榑 廣	三会	山口 清則	三会	田上 富康
三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎	高野	吉田 純弘
高野	吉田 和久	池田	松本 良二	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第4号議案 非農地証明願について
- 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
- 第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
- 第7号議案 令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）について

午後4時00分開始

議長（会長）

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、第12回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、6番 片山 定幸 委員、16番 片山 久和 委員が所要のため、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

11番 吉田 政信 委員、12番 平野 晋 委員 を指名します。

議長（会長）

始めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおり、1件 1筆 1、114平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集 2ページに記載のとおりで、2件 5筆 3、603平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

議長（会長）

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ1番に記載のとおりで、畑1筆1,024平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、31,771平方メートルで、農機具はトラクター2台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で33年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻・イチゴ・ミニトマト・レタスを作付し、通作距離は自宅から徒歩で2分ということで問題なしと見てまいりました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集3ページ2番に記載のとおりで、畑 1筆 966平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,348平方メートルで、農機具は、耕運機 2台、トラクター 1台、軽トラック 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で53年の農作業歴があります。

夫と2人で農業を営んでおり、申請地も含め馬鈴薯、キャベツ、落花生を作付し、通作距離は自宅から50メートルということで、問題なしと見ております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番について説明します。

本案件は障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（指定就労継続支援B型事業）の業務を行う特定非営利活動法人……が障害者の就労支援訓練の目的として、令和…年…月…日付…島農委指令第…号により権利取得したものであり、農地法第3条の不許可の例外に該当するものであります。

農地法施行令第2条第1項第1号ハにおいて「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を、当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」と規定されており、これに該当する場合、許可できることになっております。

今回の申請は社会福祉法人……の設立により、特定非営利活動法人から社会福祉法人への事業の移管に伴う所有権移転であり、申請地の利用計画につきましても、業務の運営に必要な施設の用に供することから問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今、説明がありました。第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、議案集4ページ1番に記載のとおりで、申請地 185平方メートルにおいて、既存住宅を増築して、木造平屋建住居および倉庫兼車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は里道を挟んで農地となっております。

盛土造成し、土留め工事を行い、雨水は自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地417平方メートルを譲り受け、木造平屋建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は農地、西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集5ページ2番に記載のとおりで、申請地1, 114平方メートルを譲り受け、宅地造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は道路、東側、南側及び西側は宅地となっております。

盛土造成し、練積ブロック及びコンクリート擁壁を設け、雨水は道路側溝、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集6ページ1番に記載のとおりで、申請地は昭和45年月日不詳頃より山林化しております。  
以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……町の一角にあり、北側は道路、東側は里道を挟んで農地、南側及び西側は山林となっております。  
現地を見ますと、山林化としており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集6ページ2番に記載のとおりで、隣接する同所……番（宅地）と一体に平成9年月日不詳から山林化しております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

……委員

……委員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は農地となっております。

現地を見ますと、山林化としており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集7ページから10ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	5件	9筆	14,989㎡
耕作権の再設定	16件	34筆	33,289㎡
合計	21件	43筆	48,278㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集11ページに記載のとおりで、1件1筆 224㎡です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定いたします。

次に、第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

議案集の12ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、10筆 15,479平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」など、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第6号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。次に第7号議案、令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）について説明いたします。別添③の資料をご覧ください。

この点検・評価及び活動計画につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について説明いたします。

主要な部分を説明いたします。

1ページにつきましては、令和2年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農業の概要では、農地面積、農家数、農業者数等を、農業委員会の体制では、農業委員、推進委員の定数・実数等を記載しております。

2ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、2の令和2年度の目標及び実績で、達成率が98.90パーセントとなっております。

3ページをご覧ください。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、「2 令和2年度の目標及び実績」で、参入実績が1経営体であります。これは親元就農や法人雇用を含まないものを記載するようになっており、親元就農や嫁入による新規就農者は19人を確保することができております。

4ページをご覧ください。

遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、「2 令和2年度の目標及び実績」で、解消目標が0.

6ヘクタールに対して、実績が1.9ヘクタールとなっております。主なものは、遊休農地を農業用施設に転用されたことによるものです。

5ページをご覧ください。

違反転用への適切な対応につきましては、令和2年12月総会に違反転用事案を1件上程しておりますが、「追認許可申請を行わせる」となりましたので、令和2年度の実績は「0」となります。再発防止に向け、関係機関との連携、広報周知に取り組んでいるところです。

6ページをご覧ください。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、令和2年度で農地法第3条の処理件数が、32件、農地転用の処理件数が、75件であります。

7ページをご覧ください。

農地所有適格法人数が24法人、報告書提出者が22法人です。未提出者に対し催告を行っているところであります。

また、情報の提供等については、賃貸借の申請件数が、330件、農地の移動等については、492件となっております。

8ページをご覧ください。

地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容につきましては、特に意見はありませんでした。また、事務の実施状況の公表等につきましては、総会の議事録、活動計画の点検・評価をホームページにより公表を行っているところです。

以上が、令和2年度の活動点検・評価（案）でございます。

農業委員会の業務が計画どおり運営できましたことは、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご協力の賜物と感謝しているところです。

この場を借りまして厚くお礼申し上げます。

次に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。

9ページをご覧ください。

令和3年4月1日現在の島原市農業委員会の状況で、農家・農地等の概要で、農地面積、農家数、農業者数等及び農業委員会の現在の体制を記載しております。2020年農業センサスにつきましては現在精査中のため、2015年を掲載しております。

10ページをご覧ください。

担い手への農地の利用集積・集約化につきましては、国の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」では、令和5年までに農地の8割を担い手に集積する目標ですが、前年度の実績等を考慮し、37ヘクタールを設定しております。

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、昨年度実績の1経営体を設定しております。

11ページをお願いします。

遊休農地に関する措置につきましては、令和3年度の目標は、昨年度実績等を考慮し、1.0ヘクタールを設定しております。

また、農地パトロールにつきましては、本年度も8月～9月にかけて実施する予定であり、各地区の日程につ

きましては、7月開催の推進委員参加による合同総会終了後、各地区で協議していただく予定であります。

なお、委員さんには、各地区で遊休農地等気づいた箇所がありましたら日程を協議していただく際、該当箇所を提出していただければと思います。

次に、違反転用への適切な対応につきましては、関係機関との連携、農地所有者への啓発等を行い、違反転用者を出さないように活動をしていきたいと考えております。

最後に、目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）について説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第7号議案、令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第7号議案 令和2年度の活動点検・評価（案）及び令和3年度の活動計画（案）は承認することに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第12回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第12回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時34分